

保健師職  
集団討論の課題

【令和7年8月8日実施】

令和6年6月12日「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」において、子ども・若者育成支援推進法を改正し、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象にヤングケアラーが明記されました。

18歳未満のヤングケアラーが、家族の介護、その他の日常生活上の世話を過度に行うことで受ける影響と、大阪府を含む保健行政として必要な支援について、グループとしての意見をまとめてください。